福井県	福井市	
山梨県	身延町、南部町、富士河口湖町	
長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、下諏訪町、筑北村	
岐阜県	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町	
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町	
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町	
三重県	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町	
滋賀県	彦根市、長浜市、米原市、多賀町、高島市、甲賀市	
京都府	木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村	
大阪府	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町	
兵庫県	加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町	
奈良県	桜井市、五條市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原本町、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町	
和歌山県	橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	
広島県	呉市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町	
山口県	岩国市、周南市	
香川県	高松市	
福岡県	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	
佐賀県	佐賀市	
その他		
全ての都道府県	一級地から十六級地まで以外の地域	

備考　この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第６の１のハ及び第10の１のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。

○厚生労働省告示第百二十八号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十年厚生労働省告示第二百十三号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が定める一単位の単価

一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	支援の種類		割合
一級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千百十二
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）又は基準該当児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千百八
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百三十七
	医療型児童発達支援（指定医療機関において行う場合を含む。）			千分の千